令和８年度みどりとまつり-&green fes-業務委託プロポーザル実施要領

１　業務名

令和８年度みどりとまつり-&green fes-業務委託

２　目的

北本市のシティプロモーションコンセプトである「&green-豊かな緑に囲まれた、ゆったりとした街の中で、あなたらしい暮らしを。-」をまちの魅力や将来目指す姿を通して市内外に大きく発信し、市民のまちへの愛着の醸成、市外からの認知度獲得を目的とする。

また、企画・準備の段階から市民等を巻き込み、行政・民間・市民が一体となって取り組むことで、単発のイベントではなく持続可能性のある北本市の将来像を見据えた事業として実施し、関係人口の増加を推進する。

３　プロポーザルの内容

⑴　件名

令和８年度みどりとまつり-&green fes-業務委託

⑵　業務内容

別紙「令和８年度みどりとまつり-&green fes-業務委託提案仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

⑶　選定方法

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定に基づく随意契約を前提とした公募型プロポーザル方式により最優秀提案者を選定する。

⑷　予算限度額

３，７５１，０００円（税込）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

※この金額を超えて見積書が提出された場合は「失格」とし、提案内容の評価は行わない。

⑸　履行期間

契約締結の日から令和９年３月２６日まで

⑹　本件プロポーザルに係るスケジュール

内　　容	日　　時
公募の開始	令和８年１１月１３日（金）
質問書の提出期限	令和８年１１月１８日（水）１７時まで
質問書に対する回答	令和８年１１月１９日（木）
提案書等の提出期限	令和８年１１月２７日（金）１７時まで
選定結果の通知	令和８年１１月３０日（月）予定

契約締結日	令和８年１２月上旬予定

４　参加資格

⑴　参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

イ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者はこの限りではない。

ウ　本件公告の日から提案書提出の日までの期間に、北本市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成２０年告示第３９号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

エ　本件公告の日から提案書提出の日までの期間に、北本市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成３０年告示第２６９号）に基づく指名除外の措置を受けていないこと

オ　国税及び地方税の滞納がないこと。

カ　本市の物品納入等競争入札参加資格を有している。（名簿に登載がある。）

⑵　参加資格の喪失

提案書等を提出した提案事業者が次のいずれかに該当する場合には、選考に参加することはできない。

ア　令和８年度みどりとまつり-&green fes-業務委託プロポーザル実施要領（以下、「本要領」という。）４⑴のア～カに掲げる参加資格要件を満たさなくなったとき。

イ　提案書等に虚偽の記載をしたとき。

ウ　提出期限内に提案書等が提出されなかったとき。

エ　審査の公平性を害する行為があったとき。

オ　前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等のあったとき。

５　書類提出

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり関係書類を提出しなければならない。

⑴　提出書類及び部数

ア　参加申込書（様式１）　１部

イ　会社概要書（様式２）　１部

ウ　参加資格確認書（様式３）１部

エ　業務実績書（様式４）　　１部
オ　企画提案書（任意様式）　　※下記６⑴参照
カ　見積書（任意様式）　　１部　※下記６⑵参照
キ　出店料に係る収支計画書（任意様式）　１部

⑵　提出方法（上記⑴オ及びカを除く。）

「11　事務局」あて電子メール、持参、郵便または宅配便により提出すること。電子メールの場合、件名は「令和８年度みどりとまつり-&green fes-業務委託プロポーザル参加申し込み」とし、到着確認を行うこと。持参の場合は、事前に電話連絡の上提出すること。郵便または宅配便の場合は、提出期限内必着とし、到着確認を行うこと。

⑶　提出期限

令和８年１１月２７日（金）１７時まで

６　企画提案書及び見積書

⑴　企画提案書

ア　作成方法

Ａ４判片面で１５ページ以内とし、文字サイズ１１ポイント以上とすること。必要に応じてＡ３も認めるが、その際は２ページとカウントすること。なお、表紙及び目次はページ数には含めない。正１組、副１組、計２組を紙媒体及び電子データにより提出すること。正は製本し、契約相手方となる代表者の押印を行うこと。副は製本のみ行い、社名や社名が類推できる部分はできる限りマスキングすること。

イ　記載事項

別紙「評価基準」の評価項目１～８を網羅するよう提案内容等を記載し、できる限り評価項目順に記載すること。文字、写真、イラスト、イメージ図などを使ってわかりやすく記載し、説明を要せずとも理解できる内容や表現とすること。

⑵　見積書（任意様式）

Ａ４判で様式は自由であるが、業務名と業務金額（税込）、積算内訳（税抜）がわかるよう記載すること。なお、別紙「評価基準」の「企画提案の内容１～５」に沿って、項目ごとに積算内訳を記載すること。また、一括値引きは認めない。紙媒体及び電子データにより提出すること。

⑶　提出方法

「11　事務局」に持参、郵送もしくは宅配便で、書類一式を提出すること。また、企画提案書及びスケジュール表の電子データをＣＤ－Ｒ、ＤＶＤ－Ｒもしくは電子メールで提出すること。なお、やむを得ない理由により提出期限までに提案書等の提出ができない場合は、予め「11　事務局」へ電話連絡し判断を仰ぐこと。

７　質疑及び回答

⑴　質疑書の提出

ア　提出期限　令和８年１１月１８日（水）時まで

イ　提 出 先　「11　事務局」

ウ　質問様式　質疑書（様式５）

エ　提出方法　上記ウを電子メールで提出すること。電子メール送信後、電話にて到着確認を必ず行うこと。また、電子メールを送信する際の件名は「令和８年度みどりとまつり-&green fes-業務委託提案仕様書に関する質問」とし、本文には提案事業者名・担当者・連絡先を必ず記載して送信をすること。

⑵　質疑に対する回答

ア　回答期限　令和８年１１月１９日（木）

イ　回答方法　質疑に対する回答は、原則として本市ホームページに質問者匿名で掲載する方法とし、本要領及び仕様書の追加または修正とみなす。

８　審査方法

最優秀提案者の選定は、事務局の審査において、次により決定するものとする。なお、審査は非公開とする。

⑴ 審査方法

企画提案書等の提出書類の内容により選考するものとする。審査の結果については、令和８年１１月３０日（月）までに提案書提出事業者に通知する。

⑵ 審査項目及び評価基準

「審査基準」に基づき、審査する。

⑶ 審査結果の通知

審査結果は電子メールにより通知する。なお、審査に関する異議等は一切応じない。

９　プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止または取り消す場合がある。その場合においても、プロポーザルに要した経費を北本市に請求できない。

10　受託者決定後の契約の概要

⑴　業務名

令和８年度みどりとまつり-&green fes-業務委託

⑵　業務内容

契約締結用の仕様書は、提案仕様書、提案書を基に協議の上決定する。

⑶　契約期間

契約締結日から令和９年３月２６日

⑷　契約方法

協議の上作成した仕様書を基に、予定価格の範囲内で地方自治法施行令第１６７条の２の規定に基づく随意契約により契約を締結する。ただし、選定された事業者が「４参加資格」を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

⑸　支払の条件

原則、完了払いとする。ただし、前金払いや部分払いについては、受託者と協議の上、契約書で定める。

11　事務局

本業務に関する事務局（書類提出先及び問合せ先）は、下記のとおりとする。

北本市政策推進部市長公室シティプロモーション・広報担当
〒364-8633
埼玉県北本市本町 1－111
TEL：048-511-9119
E-mail：citypro@city.kitamoto.lg.jp

12　その他

⑴　提案事業者は、１者につき１つの提案しか行うことができない。

⑵　提案の参加等に要する一切の経費は、提案事業者の負担とする。

⑶　提出書類の著作権は提案事業者に帰属する。ただし、北本市が本件の報告、説明、公表等に必要な場合は、提出書類等の内容を無償で使用できるものとする。

⑷　参加申請書等は原則として公開しない。ただし本件に係る情報公開請求があった場合は、北本市情報公開条例に基づき、提出書類等を公開する場合があるものとする。

⑸　提出書類等は一切返却しない。なお、提出された書類は本プロポーザル選考以外の用途には使用しない。

⑹　契約は提案内容に準拠して行う予定だが、契約候補者と協議の上、変更する場合もある。

⑺　提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国内の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、提案事業者が負うこととする。

⑻　参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成４年法律第５１号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

⑼　提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、本市が認めた場合はこの限りではない。